

青税連

1997.1.20

# ZENKOKU AOZEIEN

全国青年税理士連盟

秋季シンポジウム特集

113

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303  
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会長 高 取 俊 二 編集人 広報部長 白 坂 博 行

# No.113 CONTENTS 1997.1

## 《特集》 全国青年税理士連盟秋季シンポジウム

1996年秋季シンポジウムを終えて……………	秋季シンポ委員長	長谷川敏也…………	3
全国青税秋季シンポジウム報告……………	名古屋青税	鈴木 春美…………	4

### 「パソコン研修会」

「パソコン導入のすすめ」……………	名古屋青税	西尾 正範…………	5
「パソコン研修会」に参加して……………	名古屋青税	伊藤多江子…………	6
「第1回全青税ゴルフ大会を制して」……………	名古屋青税	山内 靖雄…………	7
税のから騒ぎ……………	名古屋青税	小林 正俊…………	7

### シンポジウムの発表を終えて

シンポジウムを終えて……………	岐阜青税	石田 雅司…………	10
秋季シンポジウムに参加して……………	埼玉青税	岸 生子…………	11
『出生地に来てみれば……』……………	東京青税	川元 恵…………	12
「海よりも深く反省」……………	千葉青税	穂苅正治郎…………	13
秋季シンポジウムに参加して……………	神奈川青税	田添 正寿…………	13
秋季シンポジウムでの一日……………	近畿青税	平田 雅也…………	15
日記・秋季シンポジウムに行った……………	東京青税	木村 訓治…………	16
秋季シンポジウムに参加して……………	近畿青税	満留 久子…………	17

### 韓国税務士考会第26回定期総会に参加して

……………ソウル大会実行委員長	小池 幸造…………	18
-----------------	-----------	----

《連載》「今、神奈川青税では」……………	神奈川青税	野崎 貴彦…………	20
----------------------	-------	-----------	----

《特集》消費税に関するアンケート……………	全青税法対策部…………	22
-----------------------	-------------	----

「風」法人税率引下げ論議……………	副会長	竹市 憲正…………	26
-------------------	-----	-----------	----

# 1996年秋季シンポジウムを終えて

秋季シンポジウム実行委員長 長谷川 敏 也

1996年11月23日、全国各地から名古屋へ集まって頂き、シンポジウムに積極的にご参加頂きまして本当にありがとうございます。目標の220名に僅か足りませんでした。集客に、発表に、歌に全国の力を実感でき、感激に絶えません。

## 皆が一丸になった懇親会

当初から手作り、全員参加、腹いっぱいテーマに取り組んできました。司会は名古屋のエンターテイナー表野氏と新入会員の元気者武藤恭子。(彼女は当事務所勤務。芸が出来なければ入所させないのか、との声はありましたが、それは違います。普段は真面目な彼女ですので誤解なきよう!)二人が真っ赤なジャージで踊りまくってくれて、おかげで天井の照明が一部破損してしまいました。

皆さんに感心して頂いたのが、自信をもって宣伝させて頂いた「名青税バンド」。名古屋中支部の音楽同好会が発展して、今では地元中日新聞に掲載されたり、施設への慰問もおこなっている凄いメンバーです。(かく言う私は実ははじめて演奏をまともに聴いたのですが、普段お付き合いさせて頂いている姿とは全く違う一面を見ることが出来、もしもピアノが弾けたなら、の気分になったのです。)

生バンドに乗せて5単位会から選抜された歌い手さん、窮屈に審査をしていただいた7単位会の審査委員の皆さんありがとうございました。ビンゴゲーム・現金つかみどりは賛否両論ありました。そこは、私自身の昔とった杵柄マジックの披露に免じて許してください。

## 芸に一段と磨きのかかった演出・シンポジウム

少し時間を遡るとそこは格調高いシンポジウム、とは一味ちがった各単位会の研究発表会場。昨年、昨年そして今年と確実に磨きがかかってゆく趣向を凝らした発表に、居眠りをする会員も少なく、なにが不公平税制なのか、その難しいテーマ



を市民の目の高さで論議しようという意欲の伝わってくる力作が多かったと感じ入りました。そして、劇スタイルにもかわらず、ほとんどの単位会の発表が時間通りに進行していったことも、凄い!と思いました。

司会は昨年、名青税からはただひとり東京シンポに最後まで参加して勉強してきた鈴木春美。彼女も当事務所勤務(その意味では家内制であった)。大勢の前で緊張もしたと思いますが、よくやってくれました。

発表の一番手は地元名古屋。「資産性所得の分離課税」がどう不公平なのか演じてくれました。岐阜青税の「住宅税制」は消費税のもつ欠陥、持つものと持たざるものの不公平感をまとめてくれました。埼玉青税「人的控除」。寡婦と寡夫、妻のプライバシー問題など、これからの年末調整でビッドに感じる不公平感・税制の欠陥をわかりやすく教えてくれました。東京青税。寅さんならぬイカさんが、東京の下町ならではの(と地方の私は思いましたが)のムードで家族従業員の税制上の扱われかたを見事に比較対象してくれました(随分多くの練習を積んでくれたことが伝わってきました)。孤軍奮闘してくれたのは千葉青税。一人でフリンジベネフィット課税のありかたを説いてくれました。今年もやってくれましたサザエさんの神奈川青税。「消費税の不備がもたらす不公平感」を、全国大会の終わったばかりの疲労の中から独特の切り口で(まさか消費税と所得税

をあいう形で料理してくるとは思ってもみませんでした。) 演じてくれました。そして最後は近畿青税。「宗教法人(公益法人)課税」といういままで馴染みの薄かったテーマに挑戦して頂きました。

是非報告集を死蔵させずにもう一度広げ、あの舞台のことを思い出しながら税制の問題点を研究しようではありませんか。尚、ビデオが撮ってあります。見たい、売り込みたいと思っている会員の皆さんは、報告集がどこかへ行ってしまったので欲しい、という方々共々全青税会長の高取会員までご一報下さい。

### 何をしたらよいのか、準備編

企画段階。日帰りシンポ、新入会員・勤務税理士でも気楽に参加できる参加費、負担をかけない発表形式、全員で聴ける同一会場内進行、全国の仲間が懇親を深められる懇親会などなどの基本スタンスを決定してゆきました。実際には研究発表には各単位会にかなり負担をかけたのではないかと危惧していますが、今後の課題かもしれません。

動員。何といっても感謝感激だったのは、近畿青税の申込みでした。前日から大挙して名古屋に来て頂き、何のおかまいも出来ませんでした。シンポジウムのスタートから大勢の参加者が着席する成功パターンに貢献して頂きました。(宿泊場所、研修会場、宴会場の確保で実行委員会がドタバタしました。) その反面、地元名古屋は80名の目標の詰めがつついおろそか(多いに甘えの

構造がありました)になり、楽観していた集客が結果75名に終わり、反省しています。

会場。名古屋日帰りを目標に据え、名古屋駅至近の名鉄ニューグランドホテルに設営、結婚式のトップシーズンの祝日でしたが、無理難題を聞いて頂き、この文章が目届かないかもしれませんが、お礼申し上げます。

原稿。アっというまに10月10日(当初原稿締切日)になり、事務局としても、本当に原稿が届くのか、どうせ催促の電話がけを繰り返さなければならないだろうな、と覚悟をきめていたにもかかわらず、期待は見事に裏切られました。締切日を過ぎると、全国から続々と完成稿が郵送されてきました。何の強制力も働かないのに、どうして集まるのか変なところに感心してしまいました。全国の仲間への信頼感が一層増しました。

実行委員会。曖昧な指示に終始してしまった委員長でしたが、本当に誠実に協力・尽力して頂きありがとうございました。

### 最後に委員長の独り言

全青税シンポジウムは例年この時期(秋)に開催されます。ところが各単位会の新体制が発足するのはおおむね夏頃。本来各単位会の研究部が何をやるか、何を研究課題に掲げるか、集団で検討する間もなくシンポジウムに突入しています。シンポジウムは統一テーマのほうがやりやすいので、勢いお仕着せにならざるをえないと感じています。開催時期の再考が必要ではないでしょうか。

## 全国青税秋季シンポジウム報告

名古屋青税 鈴木春美

去る平成8年11月23日、地元名古屋にて素晴らしい秋晴れの下、秋季シンポジウム「不公平税制は存在するのか!」が開催されました。この日を迎えるに当たり、私が準備活動に参加させて頂くようになったのは、2ヶ月程前からでした。

全国から送られてくる参加申込書のFAXへの対応、参加者名簿作成等、前日迄慌ただしい日々が続きました。時には、事務所の他の職員に不思議な顔をされ、説明を求められることもあったり、事務所のFAXの調子が悪く、皆様に御迷惑をお

懸けしたり等色々有りましたが、無事当日を迎えることが出来ました。

当初、私自身お手伝いできるのは、上記の範囲だろうと思っていましたら、突然、「シンポジウムの司会をやってみないか」という無謀なお話を伺い、驚きました。青税には今年入会したばかりの新米で、シンポジウムのいろはすら知らない私に果たして努まるだろうか、と戸惑っておりました。時は、容赦なく過ぎ、シンポは近づけばかり、何をどうして良いのか分からず不安と焦りの毎日





でした。

しかし、間近になり、準備等で先輩方とお会いする機会にも恵まれ、ありがたい助言と力強い励ましのお言葉をかけて頂きました。本人も調子に乗り、「私でも出来るかもしれない」という自信が少々付いてまいりました。

当日、朝から関係者の念入りな準備、打合せの風景を眼にいたしました。舞台配置、証明、小道具の確認、台本の読み合わせ等、シンポに対する皆さんの情熱をひしひしと感じ、昨日迄の自信も消え、緊張するばかりです。

定刻となり、いよいよ開催です。全青税高取会長の挨拶、各単位会の発表へと続きます。次の台

詞のことで頭が一杯で、「早く終わって欲しい」と祈っておりましたので、実は、ユニークな単位会の発表を楽しむ余裕など全然有りませんでした(発表者の皆様すみませんでした。)本当に残念なことを致しました。ただ、仕事の合間を縫って、ここまで準備、練習ができるものなのか、と感心致しました。発表は順調に時間通り進み、全青税北村研究部長の挨拶、シンポジウムは終了致しました。

長い1日が終わり、ホッとした瞬間でした。同時に進行途中での数ある反省点がよみがえり、考えさせられました。本当に良い経験をさせて頂きました。これを機に、私自身少しでも成長すればよいのですが、実際には、プレッシャーで縮小したような気が致します。

私のような新米が進行役を務めさせて頂き、出席者の方々に不行き届きな点多々ございましたことと思います。それにも関わらず、多大なご協力を頂き、務めを無事(?)果たすことができました。この紙面をお借りして、御礼申し上げます。ありがとうございました。

## パソコン研修会



### パソコン導入 のすすめ

名古屋青税  
西尾正範

最近、テレビや雑誌等でパソコンの話題が頻繁に取り上げられている。特にインターネットのホームページに至っては、企業のみならず幅広い組織の開設も相次いで、まさにパソコン時代の幕開けの感がある。日本のパソコン利用は米国に比べて遅れてはいるものの、1996年には850万台にもなるパソコンの販売が予測され、全国で約2000万台が動いていることとなる。まさに「一家に一台」の状態である。

このようなパソコン環境の中で、税理士業界もここに来て変化が求められている。特に本年8月8日よりスタートした「税理士情報ネットワーク

システム」は、税理士業界における高度情報化に対応する第一歩として期待されるし(具体的には後述)、各青税・単位会や支部等でも研究会や同好会が開催されている様である。この度秋季シンポに先立ってパソコン研究会開催の意向を高取会長より相談があり、役不足ながら「初心者のための」との条件の下で引き受けたものでしたが、当日会場の参加会員の約半数がすでにパソコンを導入された方々であり、中には私と立場を入れ替えて講師をお願いした方が良いと思われる会員も数々参加され戸惑を感じた。

ところで税理士事務所におけるパソコンの活用は、もはや単なるブームや流行ではなく、時代の流れであり、要請ではなからうか。あるコンピューターメーカーのアンケートによれば、専用機の所有状況が90%を越え、パソコンの所有状況の40%を大きく上回っているものの、今後のパソコンの重要性を約60%近くの事務所が認識しており、関与先の自計化に伴う業務の高付加価値化を事務



所ほど、パソコンを重要視する傾向があるとの調査結果を示している。ハードの面でもソフトの面でも、パソコンを取り巻く状況は日々進歩している。税理士は士業の中でも最もパソコン利用が遅れていると聞く。損害賠償請求が急増している現在、効率よく、良質な情報を獲得するのにも、パソコンは必要不可欠なものとなって来ている。この研究会においても、実際にパソコンを会場に持ち込んで、「税理士情報ネットワークシステム」(略称「税理士ネット」)を動かして見ました。時間の関係から参加会員が体験出来ませんでしたが、現状の「税理士ネット」のシステムを知っていただけたらと思います。

現状の「税理士ネット」は第一次構築の段階であり、サービス内容や通信の安定性もまだ満足出来るものまでには至っていない。第二次以降では、画像処理に対応し、路線価や住宅地図が利用出来るようシステムを構築する方針とのことだが、加入会員数の問題や技術的な課題をクリアするには、まだ期間がかかると思われる。しかし現状のものでも利用する側の工夫によって利用範囲は広いものとなるのだが、料金体系と通信速度の早急な改善が望まれる。余談ではあるが、10月に加入会員が千名を超えた旨のFAXが届いたのだが、



「税理士ネット」には電子掲示板があり、ネットの有効利用を考えればそれを利用すべきと考えるのだが。

さて、今回の研究会が参加会員各位のパソコン導入の多少の参考にでもなればと思いつつ、最後ではありますが、今回の研究会に参加いただいた会員各位、パソコンを提供していただいた青山氏に感謝申し上げます。

## 『パソコン研修会』 に参加して

名古屋青税

伊藤 多江子



「会場が近いし、時間も短いから、ちょっと覗いてみようか。」程度の気持ちで参加したのに、こんな原稿を書かされる事になってしまって、少々うろたえています。

もともと機械オンチ、理数系は超苦手なためコンピュータなどとはできるだけかわりたくないと逃げていたのですが、ここまでパソコン及びそれにまつわる諸々の言葉が氾濫してくると、さすがに避けては通れなくなってきました。「いつかはやらなくちゃー」と後回しにしてきたものの、事務所のオフコンが取得後丸5年を経過し、そろそろコンピュータ会社の営業マンがうるさくなってきたので、その「いつか」が遂にやってきてしまったかと観念しかけていたところです。

実は私も自宅には9か月前に家庭用のパソコンを購入しておりました。(メカに強くなってほしいという親の願いを込めて、長男の入学準備のうちの一点として買い揃えた物です。)でも買ってはみたものの、使われている機能はTVCDプレーヤー、ワープロ、ゲーム程度で、全く“宝の持ち腐れ”状態だったのです。インターネットとかも、ブームに遅れまいと何とか接続はしたのですが、何せ毎日多忙の“ママさん税理士”であるため「ネットサーフィンする暇があったら子供の相手をしてやりたい」という具合です。

そんなこんなでパソコンについては勉強しなくちゃー、勉強したいー、と思いつけていたため、ふと目に止った青税のパソコン研修会なるものに参加する気になってしまったのです。

今回のパソコン研修会は、事前に送られてきたレジメを見た限りでは、そんな私に合っていそうだったのですが、参加してみると出席者のほとんどが、すでにパソコンを活用している方のように。それでも研修内容は初心者向けにして下さったため、私にとっては有難かったと思います。「パソコン研修」と銘打ったものが多い中、果してその研修がどの程度のレベルのものかという点は、いつも判断に苦しむところです。サブタイトル（例えばレジメのタイトルであった“パソコン導入のすすめ”とか）などをつけていただくと一層参加しやすく、出席者の増加につながったの

ではないかと思われま。

1時間20分という短い時間でしたが、知りたいと思っていた事(ほんのさわりの部分だけですが)を適確に説明していただけて、「祝日にわざわざ出かけていったかいはあったかな」などと、スタッフの方々の御苦勞も考えず、不屈きな事を考えております。

それにしても、事務所にパソコンを導入するかどうかという悩みは深まるばかりです。ここでGOサインを出すべきであることは十分わかっているのですが……。

## 第1回全青税ゴルフ大会を制して

名古屋青税 山内 靖雄

この度、栄えある第1回全青税ゴルフ大会に優勝させていただきました名青税中川支部長の山内靖雄でございます。私はコンペと言いますと、常に祝福する方の人間でありまして、自分と同じ組の中から優勝者が出る事が多く、福の神的存在だった訳ではありますが、今回は立場が一転しまして、このような結果となりました。

勝因は、メンバーのみなさんが不調であった事、無欲・気楽にプレーできた事、ダブルペリアのおかげ、キャディーが自分を好いてくれた、風向きがよかった、パートナーに恵まれた?当日は先負であった、プレー直前に高取会長と目が合った、等々………すべての要素がうまく結合して勝ち得たものであります。

しかし、ゴルフであれ、何であれ、優勝とは非常に気持ちのよいもので、みなさんに祝福してもらい、賞品と立派な優勝カップをいただき、「俺、コンペで優勝しちゃってさあ。」という言葉を身近

かな人達に話すときの気分のよさ!!、コンペ以降の一週間は、ルンルン気分です。ハイ。

みなさんも来年は全青税ゴルフ大会に優勝して、この気分を味わって下さい。今日は私のためにもありがとうございます。

コンペ名：全国青年税理士連盟会  
開催場所：四日市カンツリー倶楽部  
競技方式：Wペリア  
開催日：96年11月22日

〈成績〉

優	勝	山内 靖雄 (名古屋青税)
ベストグロス賞		西原 明男 (名古屋青税)
ドラコン賞	9番	児玉 学 (名古屋青税)
	17番	伊東洋子 (埼玉青税)
ニアピン賞	6番	平 昌彦 (名古屋青税)
	16番	河合敏則 (岐阜青税)

## 税のから騒ぎ

名古屋青税 小林 正俊

資産性所得の分離課税をテーマとして、税制に不公平があるのか否か。本日はご自分の財産にかかる課税について、ご不満をお持ちの納税者の方々 (勿論会員) にお集まりいただき、また、こ

れにお答えすべく、3名の税理士先生をお招きいたしました。

以下、ダイジェスト版にて、この日のやりとりをご紹介します。テレビ番組のスタ



イルを真似た対話形式で行いました。誌面では出演者の芝居っ気が伝えられず残念です。

## 1 利子または配当の分離課税の不満

〈金利が下がった〉

(納税者) 私は、無職で現金の利息だけで食っています。しかし、最近の低金利ですっかり収入が減ってまったんだわ。まあ税金を払わんでええから……えっ? 20%の源泉分離課税? 聞いた話では300万円ぐらいの所得の人は10%でよいのところがうの?

(税理士) 資産性所得は重課、勤労性所得は軽課といった課税の公平の考え方があるのです。もちろん税率が3割、ないし5割といった人の場合には利子所得の2割の源泉分離課税は有利となることになりました。

〈事業用預金の利息について〉

(納税者) 私は個人で事業を営んでいるのですが、昨年確定申告の際、事業所得が赤字となりました。しかし、事業用預金の利息を収入金額に含めて計算して、これにかかる源泉所得税の還付を受けることはどうしてできないのですか。

(税理士) 現行所得税法上は、利子所得は、すべて源泉分離課税となっており、納税者による申告調整を排除する仕組みとなっております。ただかつて、給与所得者に対して利子所得にかかる源泉所得税の還付を認めていた時代もあったことを考えますと、あなたの主張もあながち間違いともいえません。

しかし、利子所得の源泉分離課税が認められている理由は、徴収の観点からみて、この方法が安定的、確実な税収確保につながり、簡便、効率的な徴収方法であり、金融界からも支持を受けているためでしょう。しかし、徴収と申告とは別の問

題であり、申告納税の排除につながるという問題があることは否定できませんね。

## 2 キャピタルゲイン課税の不満

〈1%の税金でいいの? 総合課税がベスト〉

(納税者) 私は、日本で3本の指に入るといふ税法学者ですが(一同: ほおー、知らんなあ)、株式等の譲渡益課税は総合課税にすべきではないかと思います。

その理由は、第1に、所得を例外なく集め、それに例外なく課税するのが所得の本来あるべき理論的体系であり、第2に現行の分離課税は特定の階層を優遇しているといえます。さらに第3に総合課税の実現のために納税者番号制度の確立が必要であると思います。

(税理士) 確かに先生のおっしゃる通りだと思います。

まず所得を例外なく集めて総合課税にすることは、適正公平な課税のために所得の把握体制が十分に整備されていることが必要です。

次に、現行の分離課税制度では総合課税の累進税率で高額所得者が課されるであろう税負担を免れることとなり不公平だというご指摘ですが、これは、租税の公平負担の原則という観点からみても、憲法14条の法の下での平等の原則が租税の領域にも妥当すると思います。納税者番号制については、この制度の確立に要するコストに見合うだけの税収が確保しうるのかが問題です。

是非とも今後の議論の展開を期待したいところですが、やはり理想論ですね。キャピタルゲインの総合課税を実現するために国会議員に出馬してはいかがですか。私たちも応援しますよ。しかし、そのメガネ面じゃねえ。

〈取得価額の把握は大変〉

(納税者) 私は、株を譲渡したことによる所得については収入の1%の税金ですんでいるので、不公平ではなく、得をしていると思っています。今の源泉分離課税の方法は申告を自らする必要がなく楽なんです。今年も株の売却による収入が約600万円ありましたが、代々受け継いできた株なので、いくらで買ったかなんてわかりません。

(税理士) 源泉分離課税の場合、今年の4月1日から2年間については、譲渡収入の1.05%が課税されます。ですから収入が600万円ということ





です。63,000円の税金で済んでいます。これが総合課税となると実際の取得価額や売買手数料、有価証券取引税を差し引いた金額が所得となります。実際の購入価額がわからないということですので、取得価額を収入の5%とすると、所得税は約60万円ということになりますね。

(納税者) だから私は、このまま源泉分離課税の方がいいと思っています。さきほど税法学者の先生が言われた総合課税の方法では、税負担が重くなりますし、今もっている株はいくらで買ったかなんて資料も残っていませんし、取得価額を調べるといっても不可能です。

### 3 土地建物等の譲渡所得の不满

〈短期譲渡の税金が高すぎる〉

(納税者) 私は平成2年2月に取得した土地を去年の12月に売却したのですが、所得税・住民税を合わせて譲渡益の半分以上の税金を支払いました。ある人から、もしも今年に入ってから売却していたら払った税金の半分で済んだはずだと聞いたのですが、たった1ヶ月のことでそんなにも税金が違うのですか？

(税理士) その年の1月1日現在で、所有期間が5年を超える不動産を売った場合は長期譲渡といわれ、売却代金から買ったときの価格と売却に要した費用を差し引き、さらに特別控除額100万円を差し引いた金額が譲渡所得となります。そして譲渡所得が4,000万円以下については所得税・住民税合わせて26%の税金となります。これに対して、その年の1月1日現在で所有期間が5年を超えない不動産所得は、短期譲渡といわれ、特別控除もなく、譲渡所得の52%が税金となります。

あなたの場合、平成2年2月に取得したのですから、平成7年1月1日現在では所有期間は4年となり、短期譲渡の重い税金がかかってしまったのです。

(納税者) 私はいくら余分に税金を払ったことになるのですか？。確か取得価額3,000万円、売却価額5,200万円、譲渡費用200万円だったと思います。

(税理士)

短期の場合ですと

$(5,200万 - 3,000万 - 200万) \times 52\% = 1,040万円$

長期の場合ですと



$(5,200万 - 3,000万 - 200万 - 100万) \times 26\% = 494万円$

短期と長期との差は546万円となります。

(納税者) ええっ、そんなに？

(税理士) ただ、地価の下落が激しい場合は短期の高い税金を払ってでも早期に高い金額で売却した方が有利な場合もありますので、一概に5年以上所有した方がよいとも言えません。いつ土地を売却したらよいかは、保有期間の問題、土地の価格の問題、税制の動向によってずいぶん影響してきますから注意が必要です。

〈3,000万円の特別控除についての不满〉

(納税者) 居住用財産を売った時は3,000万円まで税金がかからないそうですが、私の知り合いで6,000万円ですべて税金のかからない人がいてね、片や、近所の人で2,000万円ですべて税金をもってかれたってこのですけど、どういふことですか？

(税理士) 人から聞いた話というのはあまり鵜呑みにできませんけど……居住用財産の3,000万円の特別控除は、主体を建物においていて、土地は建物とセットで初めて特別控除の対象となります。ですから、6,000万円ですべて税金のかからなかった人はたぶん夫婦で2分の1ずつの共有だったのでしょう。そして2,000万円ですべて税金のかかった人は、建物所有者と土地所有者とが別々で、建物からは売却益は生じず、土地所有者はそこに住んでいなかったのではいふでしょうね。



# シンポジウムの発表を終えて

## シンポジウムを終えて

岐阜青税 石 田 雅 司

今回のテーマが「不公平税制は存在するのか」ということで、私ども岐阜青税は「住宅税制の不公平」について討論してまいりました。

シンポジウム当日まで検討を進めていく間、不公平というものが複合的に構成されるものであることから、現行住宅税制の不公平についてなかなか意見がまとまりませんでした。たとえば、所得階層間の公平性と都市部非都市部間の公平性は共通の税制によっては、解決することはできないのです。それゆえ、討論は主として自分の現在の立場に類する人々の代弁となり、ややもすると現行住宅税制に対する不平不満の討論となり、焦点がなかなか定まりませんでした。この点シンポジウム当日において、近畿青税の方々が宗教法人に対する優遇税制をテーマにしていきましたが、非常に焦点がはっきりしており、今回のシンポジウムのテーマに則していたと思います。宗教法人と一般法人との比較に終始している点で理解しやすかったのですが、私どものテーマである住宅税制では比較対象は複雑化しておりますので、当初では①住宅に対する消費税税制、②所得税の住宅取得控除、③譲渡所得の居住用住宅に対する特例、④相続贈与税の住宅に対する特例等と広範囲に意見を出し合いましたが、討論の焦点を絞り込むことと平成9年4月かの5%への消費税改正を踏ま



えて、最終的にはシンポジウムの発表として①住宅に対する消費税税制の不公平のみを発表する形となりました。

現在消費税法では、貸家住宅家賃に対しては非課税措置をとり新築家屋取得には消費税を課税しておりますが、この処置について本当に公平課税に近づくのでしょうか。当初貸家住宅の非課税制度は住宅を持ちたくても持てない低所得者層に対しての配慮として実施されたのであるが、高額賃貸マンション家賃の非課税や住宅新築取得者とのバランス等、公平性に多くの問題をかかえており、本来の目的を果たしていないのが現状です。親から相続によって住宅を取得した者（住宅に対する消費税は支払っていない）と貸家住宅に居住する者（消費税は非課税となっている）また新築住宅を取得して居住している者（消費税実施後は消費税を支払っている）の3者は財貨としての住宅の効用を消費するという点ではなんら変わりがないのに、消費税を負担しているのは住宅取得者だけであり、現状の住宅に対する消費税制には一貫性がありません。これには新規取得住宅に対する消費税額が税収面で非常にウェイトが高く、非課税にしたくないという国の邪念が税制の公平性を阻害しているのです。しかし、公平性を考えるならば、部分的非課税により曖昧な処置をするのではなくむしろこれらすべてを消費税課税して、住宅効用の消費に着目して相続により住宅を取得した者に対してまでも住宅消費に対し課税し、新規取得者に対しても取得時一括課税ではなく住宅消費に応じた課税をすることが理想ではないでしょう



か。普遍的な完全課税をすることで、高額住宅から低額住宅までそれ相当の課税をすることにより、単に非課税処理することでは実行することができない課税の公平性が保たれるのです。また生活資金にも困るような方々には別途消費税以外でのピンポイント的なアプローチによって、消費税の持つ課税の逆進性を除外することが望ましいでしょう。

これまでの住宅に対する消費税の討論は、消費税に完全課税されていることを前提として進めてまいりましたが、実際はそうとは言い切れないことを考えると、この問題は私どもの結論の実行によっても解決しないのかもしれませんが。

## 全青秋季シンポジウム に参加して

埼玉青税 岸 生子

平成元年に税理士登録をし、埼玉青税にも入会をし、もう既に8年目に突入した。「駆け出し」とか「若い」などと言われている年齢ではなくなり、埼玉青税でも昨年は、代表幹事をつとめた。

7月の総会も無事終了し、ほっと一安心。ところが、「出たがり」「やりたがり」の私は、またしても全青のシンポの埼玉青税のまとめ役を引き受けてしまった。

### 1 テーマの選定にあたり

秋のシンポジウムの内容が具体的になってきた全青の理事会は、確か春ぐらいたったかと思うが、「所得税」に係る「不公平」ということだったので、期日を守り、私の独断で決めた。というか、所得控除の中でも「人的控除」しか思いつかなか

ったというのが正しいかもしれない。

夫と二人で暮らしていると、それぞれ税金（所得税・住民税）をしっかりと払っているにもかかわらず、新聞・テレビを見ると不愉快なことが多い。また、税制では「夫婦と子ども二人」の家族をモデルとし、夫婦とはいえ、独身者二人の共同生活のようなわが家には、将来の不安ばかりが先に立つ。



### 2 レポート作成

テーマが決まれば、レポートの内容を考え、それにそって書く人をお願いするだけ。埼玉青税では、パソコン通信がさかんだから、通信で文章を入れてもらえば、後の編集も楽だからと、ニフテターのIDを持っている人をお願いした。これがうまくいけば、「楽勝！」と思った私が甘かった。だいたい、頼んだ私がパソコンに弱いのである。

10人で担当を分けて、なかば強引にお願いして電子メールのやりとりで文章ができあがったのが私を入れて7人。フロッピーで持ってこられると友だちに電話して、「どうするの?」ときく始末。「図表をエクセルで作って、メール入れてよ。」と最後は泣きながらのお願いになって、やっと完成した。

表紙に埼玉青税のオリジナルのイラストまで入れて、郵送して一安心。

### 3 発表はどうしよう?

埼玉で行われたシンポジウム以来、なぜか全青のシンポは会話形式が大流行。今回も会話形式で40分。テーマを決めたときから、仕事で実際にあった話も含めて、「劇」はだいたい決めていたので、それを具体的にするだけだが、40分というのが、難しい。「劇」だけだと長いし、「討論」まで





入れると、短い。役者ぞろい(?)の埼玉青税なので、今回はシナリオなしで、設定等だけを電子メールで送って、リハーサルも一回だけ。主役(?)の会員は、設定等から当日の衣装や自分の役作りを行った。

メールで十分と思ったのは私だけで、発表者に迷惑をおかけしたことを、この場を借りてお詫びしたい。

#### 4 IN NAGOYA

埼玉青税の発表は、休憩の後、3番目。直前まで打ち合わせが続いたため、岐阜青税の発表が見られず、岐阜さんごめんなさい。

第一部は、「会社」にて。高校生がアルバイトをして扶養家族に入れられず、また父親も寡夫控除を受けられなくなるという設定。経理の女性と宮業の社員との軽い会話ですすめた。

第二部は、「税務署」にて。パートをしている妻の控除をしていたスナック経営者が、夫婦でやってきて、税務署員と3人の会話。前妻も電話の声で加わって、養育費を払っている子どもの扶養や離婚した場合の妻の控除の問題まで飛び出した。

第三部は、第二部の3人と「税理士」「税務署員」が加わり、「討論」。プライバシーの問題、「戸籍」を基にした人的控除はいらぬ、という方向で話がすすんだ。もちろん「税務署員」の立場では賛成できないが。

当日の参加者には満足していただけた内容だと信じている(?)。

### 『出生地に来てみれば……』

東京青税 川 元 恵

秋季シンポジウム参加の皆様。お疲れさまでした。参加ではなかった皆様。少し残念でしたね。ともかく、盛況の上無事終了(だと思います。)いたしました。名古屋青税の皆様。細かい気配り暖かいバックアップありがとうございました。

秋季シンポジウムは、2回目の参加となる新参者の私は未熟な視点ながら今回のシンポジウムについて、話を進めてゆきたいと思います。

まず、今回のテーマである「不公平税制は存在するのか!？」—所得税・宗教法人をめぐる—は、

とてもそられる、いや、興味のわくテーマでした。なんとなく不公平だとは、日常生活でも時々感じられることですし、存在するののか!と聞かれてもはっきりと「……というところが、公平ではない。」と私一人では、言い切れないところもあります。どんな発表を聞けるのかなあと楽しみにしながら、名古屋に向かうこととなりました。

次に、東京青税の発表に参加した立場から、少しお話をしてみようと思います。今回東京青税のサブテーマは、「身近な不公平感」というとても親近感があり、かつ、ぼわーんとした不思議なものでした。身近な不公平感というぐらいいので文句を並べてれば済みそうなものを、最終的に格調高くまとめて下さった執筆者の木村さん、根岸さん、谷口さんには脱帽です。今回の発表の準備として与えられた期間の3分の2ぐらい(それ以上かもしれない。)は、サブテーマを煮詰めてエッセンスを取り出し美しく成型することに費やしていたと思います。難しそうな事に、めっぼう弱い私は、この段階ではほとんど関わっておりませんでした。この、一番大変で重要な部分に関わった多くの会員の皆様には、ただただ感謝とすごい!



の一言を。

東京青税の発表のコンセプトは、「税法ではそのように規定されてます。ではなく、誰でも税金については何かしら不公平感をもっているのだということをもう一度思い出そう。思い出したら、冊子の方も読んでみてね。」というものでした。私たちの発表から少しでも、このようなことを感じとっていただけたでしょうか?なんか、不公平なんだなあと少しぐらいいは軽い怒りがわきましたでしょうか?よく考えれば、専従者控除だ青色専従者給与だと今時変な制度だよな、試験勉強の時は、気にならなかつたけど、少し冊子の方も見て



みるかなんて気になりましたでしょうか?なお、お囃子(問題提起をするための劇)は、今回倉林一座ということで、座長の倉林さん個性的な面々のとりまとめごくろうさまでした。個人的な、発表に関する感想は、ううう、本番でもとちつても一た。です。そして、発表も終わり心を落ちつけて他の単位会の発表を見ることができるようになったときは、あと3つの単位会しか残ってませんでした。(ごめんなさい。)心落ちつく前に見た発表、落ちついて見た発表、実際に自分が参加した発表。これらを通して思うことは、どこも力作でした。しかし、自分以外の人に、何かを訴えたり、わかってもらうのは、難しい。ということです。税理士相手に税法の簡単な解説してみたってしょうがないし、かといって、難解な言葉がいっぱいの研究発表をしても眠くなるだろうし、この辺は、去年より今年、今年より来年とがんばっていけばいいことですよ。私個人としては、シンポジウムに参加して、毎年少しづつ賢くなっているような気がします。

シンポジウム後の懇親会は、わいわいがやがやと盛況でした。ここでも、名古屋青税の方たちのサービスは、すばらしかったと思います。ありがとうございました。ビンゴでの現金つかみ取りに「さすが、名古屋だ。」という声を聞き、どこがだあと思いましたが、内心にやりとした私でした。久しぶりの名古屋でしたが、新幹線の時間もあり、さっさと東京に向かいました。懇親会で、きしめんを2杯も食べたし、大森さんは歌を歌って優勝をしたし、頭もおなかもこころも満足した1日でした。

来年は、神戸だっていうし、またいっちょおうかなと思う私でした。

## 「海よりも深く反省」

千葉青税 穂 莉 正治郎

誠に申し訳ないことをしたと反省、お詫び申し上げます。

物事、うまく行かない時には、行かないものと実感しました。全国青税の秋季シンポジウム。実行委員長である名古屋の長谷川先生をはじめ、大勢の方が1年以上前から念入りに準備を重ね、私も昨年1年は全国青税の理事会に出席し、シン



ポジウムの進行状況をつぶさに見ていたわけであり、いいシンポジウムにしたい、その気持ちは私もあったのですが、千葉青税の参加者はたった1名、これでは、お詫びのしようがない。

本来、この様な研究発表というのは、グループでの研究、討論の結果を反映したものでなくてはならないのでありますが、今回の場合は、個人研究の発表でしかなく、内容も不十分なものであったこともありますし、何よりグループでやったものではないのですから、同じ舞台でやる以前の問題で、「どうなってんの、千葉青税」とお怒りの声を頂いてもしょうがありません。

また、シンポジウムの発表はどの単位青税も熱気あふれる、とても内容の濃いものであったと思いますが、千葉青税の会員にもこのシンポジウムに参加する機会を与えることが出来なかったことは本当に悔まれます。

なんでこんなことになったのか、自分でもわからないのですが、あまり、多くを語ることはしません。すべて、私のせいなのです。どうか全国の皆さん、許してください。今後はこの様なことが二度と起こらぬよう、注意、反省する次第です。

秋季シンポジウムの報告、感想ということで、原稿を依頼されたのですが、情けない話で申し訳ありません。この場をお借りして、皆さまにお詫び申し上げます。

## 秋季シンポジウム に参加して

神奈川青税 田 添 正 寿

今回全国青税秋季シンポジウムに初めて参加させて頂きました。青税には今年1月に入会させて

頂き、シンポジウムという形の勉強会には大きな期待を寄せていました。昨年までは机の上で理論暗記と計算の勉強に追われる毎日でした。実務の世界に入ってから税理士として税制上の論点等を議論し、改正の道を探っていくという違う観点からの勉強の必要性を感じ始めていた時でした。そのため是非自分もシンポジウムで勉強してみたいという思いで参加させて頂きました。



「不公平税制は存在するのか」このテーマを掲げて全国青税のシンポジウムが始まりました。我々神奈川青税は、このテーマに基づいて消費税に存在する不公平感を取りあげました。消費税という最近世間を騒がせている税金について、4つの問題点を取り上げ、これを所得税にあてはめて、現行税法の問題を掘り下げていくことにしました。発表の形式は昨年シンポジウムで好評だったというサザエさん一家の劇形式でした。

まず第1点目として取り上げたのが転嫁の問題です。消費税は本来売上げに係る消費税から販管費等にかかった消費税を差し引いて納付するのが原則ですが、果たして立場の弱い中小企業の場合自ら負担を強いられているのではという問題があります。これを所得税にあてはめると優秀なワカメは給与に係る源泉税を会社に負担してもらい、ダメ社員のカツオは自らが負担することになります。この消費税法上の不公平感が目に見えるように浮かびあがったと思います。

第2点目として基準期間制度です。所得税において前々年の所得が500万円以下の場合には本年の税金は0となる。これこそ不公平感が明らかだったと思います。中小事業者の保護という観点からしても3000万円以下かどうかで課税となるか否かが決定されるというのは余りにも不公平かと思われまます。サザエさん一家ではカツオの前々年の

給与所得が480万円では本年の税金は0となるはずだったのに、保険の満期金があったため、500万円超となり、一転して課税所得者となってしまふという設定でした。基準期間制度の問題こそ税制改正が待たれる一番の不公平税制といえるのではないのでしょうか。

そして第3点目として簡易課税制度の問題です。本来簡易課税制度導入の趣旨は、中小事業者に対する納税事務の簡便化ということでしたが、この選択如何では損得が生じてしまうことになります。これが所得税に存在するとした場合にも損得が生じるのは明白で、なおかつ2年継続適用という規定により、カツオは譲渡所得税において過大な税を課せられる結果となります。簡易課税制度は税理士にとっても納税事務の軽減化は図れる反面、選択制及び前年度末までの届出ということでトラブルの原因にもなるところだと思います。

そして最後に今回改正のあった仕入税額控除の適用要件に関してです。帳簿又は請求書から帳簿及び請求書の保存が義務づけられました。所得税においては、給与所得控除を受ける要件として、帳簿及び給与明細書の保存義務としました。給与明細書の保存がないというだけで、税金が15万円以上もかわってしまうという何ともおかしなストーリーで無理があったように思われました。ただ、納税義務者への事務負担の増大という問題点は浮かびあがったと思います。したがって来年度からの各企業の事務負担は否めないでしょう。

以上消費税について議論を重ね、劇形式の練習もこなし、シンポジウムに参加された会員の皆様にも理解して頂けたと思っております。神奈川青税も本シンポジウムにはかなりの熱の入れよう、サザエさん役を男性会員が女装し、カツオ、ワカメは各ストーリーにあった衣装を用意し、そして



各章の解説者には、淀川長治に扮した代表幹事が面白おかしく演じるという消費税の不公平感を訴えると共に、観客の会員の方々にも楽しんでいただこうと一生懸命でした。

本シンポジウムを通して各単位会の発表された各税法の問題点を勉強することができ、我が神奈川県青税の発表も成功させることができ大変有意義だったと思います。こういった問題点を踏まえて我々税理士がどう義務をこなし、納税者保護に取り組んでいくのか、より一層の努力をしていかなくてはならないと思います。最後に会員の皆様の益々の御活躍をお祈り申し上げます。

## 全青税秋季シンポジウム での一日

近畿青税 平 田 雅 也

去る、11月29日(土)「全青税秋季シンポジウム」に参加しました。

絶好の行楽日和というのに、京都駅から新幹線に乗り名古屋まで45分。車内は連休とも重なり超満員。立ったまま名古屋に10時に到着しました。すぐに、目の前の会場の名鉄ニューグランドホテルへ直行、すぐに他の発表者と合流しました。

ここで皆さんも気が付かれたと思いますが、シンポは午後1時からのはず、なぜこんなに早く行くのかとお思いでしょう。そこは、近畿の熱心なところ、早く行って発表の稽古をするのです。



近畿青税の今年のテーマは「宗教法人」を発表しました。その配役のうち、教祖の役があったんですが、それは、なんと今年の春に決まっております、その人を中心に他の配役が1ヶ月前に決まりました。ちなみに、私は、近畿税務署の調査官役。日頃とは逆の立場で調査をする側になり、今までの



調査の立ち会いを思い浮かべ、税務署の調査のやり方を思い返しながらか稽古をしました。

そして、当日、いよいよ1時から本番開始、近畿が一番最後で、5時30分頃の出番です。各単位青税は、いつもながら思考をこらした演劇風あり、ディスカッション形式あり、なかには1人で発表したところもありました。私は出番まで4時間半あるので、集中力は薄れ、途中で居眠り…ということはありませんでした。

順調に各単位青税の発表が進み、やっと私の出番がきました。

発表は1幕から3幕までであり、ナレーターである研究部長の伊島さんのお喋りが始まり第1幕の始まりです。

第1幕は、宗教法人の調査の立ち会いに向かう税理士と事務職員との会話です。2人が舞台上で元気に喋りだした。舞台のそでで聞いている私は、「なかなかいいぞ」と小声でつぶやき、笑いもとれてるし、出足は難なく終了という感じでした。

続いて、第2幕、私の出番です。宗教法人の教祖宅で調査の真っ最中。私は初っ端のせりふ、間髪いれずに、教祖が会場奥から現れて、そのスタイルとべたべたの大阪弁で会場大爆笑。私「これは、いいぞ」とひそかに思う。その後、次々とせりふを消化し、当初予定していない場所でも、笑いをとれ、思いの他いい出来映え(自画自賛)の様子で大した失敗をすることなく、第2幕も無事終了。

第3幕、再び調査の立ち会いを終えた税理士と事務職員との会話。1幕よりさらにいい調子。おとほけなせりふも効いて無事閉幕。

こうして、私たちの発表を最後にシンポジウムは、終了しました。

続いて、懇親会です。その席でも、発表者がお互いの健闘をたたえあい、あの場面はおもしろか



ったとか、よくがんばったとか、そういう話でもちきりでした。ああ、何ともいえない満足感でした。

帰りの新幹線では、お酒のほろ酔い感もあって、気持ちよく帰路につきました。

今まで見る側ばかりでしたが、今回初めて演じる側というか、発表する側にまわり大変いい経験をさせていただきました。

何回か稽古をやっているなかで、仲間のなかに連帯感も芽生え、今回の発表で初めて会った方も非常に仲良くなりました。そして、それと同時に発表者の苦労もわかり重ね重ねいい経験をしたと思います。

青税の行事の中で、勉強会と名がつくと堅いイメージが多いですが、秋季シンポジウムはそのイメージとは違うようです。今後もこの貴重な行事をずっとつづけていかれますことをお願いすると同時に発表者の方々、ご苦労様ですと一言加えさせていただきます。

## 日記 11月23日 勤労感謝の日 秋季シンポジウムに行った

東京青税 木村訓治

秋季シンポジウムの参加も去年の東京でのシンポジウムに続いて今年で2年目になる。今年のテーマは「不公平税制は存在するのか!」所得税・宗教法人をめぐるということだ。今年も、埼玉のスナックのママや神奈川のマーシー氏に逢えるだろうか。早起きをして新幹線のぞみ号に乗り、遠足気分(多分、僕だけだろうが)で、開催地の名古屋へ向かった。10時ごろに会場に着いたので、発表の準備を見学していた。発表する人達の気合の入りに驚かされ、今年は最後まで居眠りをしないと固く心に決めた。まずは、ホテルのレストランで昼食とビール(乾杯だけ)で腹ごしらえをし、シンポジウムに臨んだ。

### 1. シンポジウム

最初に、名古屋青税の資産性所得の分離課税の発表からはじまった。利子所得の分離課税、株式譲渡所得の分離課税、不動産譲渡所得の分離課税等の問題について、それぞれの納税者が税埋士に質問する形で進められた。

次に、岐阜青税が住宅取得に関する消費税の問題点について、ディスカッション形式で発表した。

1回目の小休憩をはさんで、埼玉青税が劇とディスカッションを織り交ぜて人的控除の問題点について発表した。人的控除を基礎控除一本に絞り込むという提言、年末調整と個人のプライバシー保護との問題と考えさせられるところが多かった。

続いて、東京青税が専従者控除制度と退職金制度の問題を、「男はつらいよ」の寅さん一家の設定で演じた。僕もこのテーマで少し原稿を書かせてもらったので、少し心配していた。しかし、脚本演出と出演者の熱演ですばらしい発表に仕上げて頂いた。感謝。

2回目の小休憩をはさんで、千葉青税のフリンジ・ベネフィット課税についての発表があり、一人での発表なので特に真剣に拝聴した。

続いて、神奈川青税の発表では未来のサザエさん一家が所得税制改正の「もしもニュース」に一喜一憂させられる劇を通して、簡易課税制度における概算控除率、基準年度による課税非課税の判定等の制度上の不備について再認識させられた。

最後に、近畿青税が宗教法人に対する税務調査を題材に、劇形式でその課税の難しさと曖昧さを鋭く抉った。「それにしても、関西弁というのは会話をするだけで自然とボケとツッコミに成っていくんだな。」と感心させられた。



埼玉青税のスナックのマスターと税務署職員、東京青税の辰五郎、近畿青税〇〇真理教の教祖、あまりに役に嵌まっていたので、普段本当に税理士なのかと思ってしまった。次々と工夫の凝らされた各青税の発表に、5時間あまり、あっという間に過ぎた。勿論、心配していた居眠りする暇なんか無かった。

各発表を通して、税制は立場の違いにより有利不利の判断が分かれるので、不公平な税制と言わ



れるものでも、一概に不公正な税制と決め付けるのは難しいものだと思改めて感じた。また、不公正な税制を考える上で、法の正義に照らして考えてみるということも重要な視点ではないかと思った。

## 2. 懇親会

夕方から懇親会が始り、名古屋青税バンドの演奏のもとで歌合戦やビンゴゲームで盛り上がった。バンドの方達の演奏が評判違わず上手だったのには驚いた。また、東京青税の女性会員がチマチョゴリを着てソウル大会のキャンペーンをした。華やかで美しかった。なぜ、青税には美人が多いのだろうか。楽しみにしていた名物のきしめんをお代わりして頂いたし、お酒もたくさん頂いた。やはり、勉強の後のビールは美味しい。その上、ビンゴに当たって商品??のつかみ取りをやらせてもらった。気合が入りすぎて箱を壊しそうになってしまった。反省。だが、1110円の収穫。帰りのビールとおつまみ代にさせてもらう。名古屋駅で家族に約束をしたお土産にういろうと赤福を買って、帰路に就いた。楽しく有意義な1日を与えて下さった皆さん、有り難うございました。よい勤労感謝の日だった。来年は、神戸でシンポジウムが開催される予定だそうなので、予定に入れておこう。

## 秋季シンポジウムに参加して

近畿青税 満 留 久 子

平成8年11月23日、名古屋で開催された全青税の秋季シンポジウムに青税入会後はじめて参加しました。本年度は、“不公平税制は、存在するか!?”という大きなテーマで、寸劇等を交えて研究発表がありました。各単位会の内容は、

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ① 資産性所得の分離課税      | 名古屋 |
| ② 住宅税制            | 岐 阜 |
| ③ 人的控除            | 埼 玉 |
| ④ 身近な不公平感         | 東 京 |
| ⑤ フリンジベネフィット課税    | 千 葉 |
| ⑥ 消費税の不備がもたらす不公平感 | 神奈川 |
| ⑦ 宗教法人(公益法人)課税    | 近 畿 |

という、なかなか興味深い研究内容でした。

不公平とは、いったい何なのか“有利・不利?”、また公平とは何なのか、どうすれば満足するのか。

不公平感、だれもが持っている感情ですが、それはその人の立場や見方によって異なり、全ての人にとって公平であることは、とても難しい問題だと思います。

「人的控除」において、高齢化社会の到来・離婚率の増加・夫婦別姓・女性の社会進出等、時代はさまざまに変化しているのです。形式基準にとらわれず実質に基づいた規定の適用は、できないのでしょうか。この問題については、埼玉の方が寸劇で発表されたのですが、ガムを噛みながらの熱演に“本当に税理士さん?本職の人じゃないの…”と感心しました。

「消費税…」においては、簡易課税制度・免税点制度・その他各種届出等に不満を感じています。東京での秋季シンポジウムでも好評だったと言うだけあり、楽しく聞かせていただきました。ただ、サザエさん役の方に少し嫉妬を感じたりして…(わたしより、女っばいんとちがう!)

宗教法人課税は、わたしの所属する近畿の発表です。最後ということもあり、帰られる方も多いのではと心配しながら、出演するわけでも無いのに、なぜかドキドキして見ておりました。酒井会員の扮する教祖様には本当に驚き、また、あの教祖様に“恋人があらわれるぞ”と言われたら、わたしも壺を買ってるかもしれないなあ〜とボンヤリ考えていました。

日頃、時間に追われ、ゆっくり本も読めない自分の生活から少し離れ、答えはでないけれども考えるきっかけを与えられて、今後仕事をしてゆくうえでたまには、立ち止まって何かを深く考える事も必要だという気がしています。

わたしは、前日の近畿青税の一泊研修会にも参加し、シンポジウムの会場には二日酔いという最悪の状態で開催、「エ〜、5時間もむつかしい話を聞かなあかんの〜」と思っておりました。目の下には隈・頭はガンガン、あんなに飲まなきゃよかったと後悔するばかり。発表を聞くにつれ、皆さんの真剣さが伝わり、一緒に考えているという感じがしました。その後の懇親会で、生バンドを聞きながら、またおいしいお酒をいただくこととなり、参加して本当によかったと痛感しております。

今回は、神戸で秋季シンポジウムが開催されますが、一人でも多くの会員の方に参加していただけるよう、一度参加した会員としてがんばります。

# 韓国税務士考試会 第26回定期總會に参加して

ソウル大会実行委員長 小池幸造

'96年11月29日、韓国税務士考試会（税務士試験合格者の会）の第26回定期總會に招待された。招待されたメンバーは、高取俊二全国青税会長、橋本和枝東京青税会長、ソウル大会実行委員長の私、そして考試会とのパイプ役である近藤忠憲・我妻憲利元東京青税会長の計5人。

この考試会第26回定期總會は、新入会員歓迎会でもあった。

第33回税務士試験は11月16日に発表があったばかり。合格者は家族同伴で参加。合格者には考試会会員から合格祝の記念メダルを1人1人手渡されていた。

1人の考試会会員からでなく、何人もの会員が別々に合格者に手渡している光景は、みんなから祝福されその喜びをわかちあう気持ちを私どもに伝えていた。（実は私ども5名も記念に税務士合格記念メダルをいただってきた。）



合格者への記念メダルをもつ高取会長

その合格者を代表して、今年の試験を合格者250名のうちトップで合格した柳恩貞（YU EUN LUNG）女史（韓国では税務士試験トップ合格者は点数と氏名が公表される）に、図々しくもインタビューをしてきた。

以下、インタビュー内容を要約してご紹介します。

Q どのくらい勉強をしましたか？

○約3年間勉強をしました。多いときで1日10時間ぐらい、年均1日7～8時間勉強しまし

た。学生の時に6ヶ月ぐらい、卒業して2年6ヶ月勉強しました。

Q 仕事はしていたのですか？

○仕事をしていては、とても合格できません。

Q 1番難しかった科目は何でしたか？

○一次試験では英語がとても大変でした。

二次試験は全部の科目が難しかった。

（注：韓国税務士試験には、一次試験と二次試験があり、一次試験には英語、会計学、税法、会社法があり、英語は1990年に経済の国際化に伴い追加された試験科目である。二次試験は、税法と会計学で論文形式のもの）

Q 税務士になろうとした理由は何ですか？

○大学で会計を専攻していたし、専門家になりたかった。そのためには資格をとる必要があり、税務士を目指しました。

Q 試験合格後、早く独立して仕事をしたいですか？

○6ヶ月の研修期間がありますので、この間にいろいろ先輩方と相談をしたりして、進路を決めたいと思います。

短いインタビューでしたが、彼女は非常に聡明で、ちょっと恥かしがり屋、という印象でした。

韓国においても女性合格者がここ近年増加しているとのこと。ちなみに税務士試験合格率は1～2%。税務士の人数は、約3500人。試験合格者はその約60%、官庁出身税務士は約20%である。



税務士試験トップ合格者と橋本和枝東京青税会長

総会のことに話題を移そう。

総会は極めてスムーズに進み、特に質問もなく無事終了。

会長の李允魯さんは退任し、新会長に鄭求政(CHUNG GU JUNG)さんが就任した。前会長の李さんは2年間も考試会の会長を務めた。

ちなみに会長職は、年間約1千万ウォン(約140万円)の活動費を自己負担するとのこと。2年間だから約300万円を考試会活動に自己支弁したことになる。同時に多くの時間を考試会活動に費している。でも全国青税の会長も年間約150万円(ただし、日本のほうは物価が非常に高い)は自己支弁するし、その費す時間は多大なもの。

いずこの国においても全国規模のボランティア団体の会長職を務めることは並大抵のことではない。李会長、本当にご苦労様でした。



#### あいさつする高取全国青税会長

総会の席上、わが全国青税高取俊二会長もあいさつさせていただき、これからも交友関係を続け、より深め、そして来年の青税のソウル大会にご協力をお願いしたい旨を述べて結びとした。青税からは、鎌倉彫りのお盆を記念品として贈呈し、役員にはシルクの風呂敷を贈呈した。

総会はクイズショーに移り、特に閉会のあいさつらしきものはなく、その最中に散々互々に散会していった。



翌日(29日)は、午前11:30発(高取会長は12:10発)の飛行機で帰国する予定だったが、窓の外は雪。車は大渋滞とのこと。

朝7時に李前会長と朝食をごいっしょする予定。それでも李前会長は車をおいて、かけつけてくれた。



#### 韓国稅務士考試会の役員と高取会長

さて、食事も済み、どのようにして空港へ行くかと相談した。

最終的には、地下鉄に乗り、3つ目の駅に空港行のバスターミナルがあるので、そこからリムジンバスで空港まで行くことになった。ところが地下鉄は超満員。地下鉄丸の内線の超ラッシュ時と同じ。やっとのことで電車から降りることができた。

バスターミナルで李前会長とおわかれし、そこからリムジンバスで約2時間。やっと10時50分頃に空港到着。

なんと、空港にはお世話になった李範洙元会長、梁性奎元会長が、この雪で交通が混乱しているなかを、見送りにいらしているではないか。

韓国の稅務士の方々は大変親切で、皆さん素晴らしい方達ばかりであった。

この空港での見送りに韓国稅務士の方々の私ども青税に対する気持が凝縮して表われていると思えてならなかった。

この紙面をかりて、韓国稅務士考試会の方々、とりわけ李允魯前会長、李範洙元会長、梁性奎元会長に心より感謝の意を表したい。

私どもは、来年の再会を約して帰国の途についた。

来年のソウル大会は、両国の稅理士制度発展のためにも、是非とも成功させようと心に誓いながら。





## 「今、神奈川青税では」

神奈川青税 野 崎 貴 彦

全国の青税会員の皆さん、こんにちは。神奈川青税です。夏の横浜大会には各地より多数の会員、家族の方々にご参加いただきまして大変有り難うございました。まずは、この場を借りまして御礼申し上げます。

神奈川青税では8月の大会の成功に向けて総力を挙げて活動して参りましたので、その他の事業が一時的に休止しておりましたが、9月初旬の大会打ち上げ旅行を皮切りに再スタートを切りました。これより9月以降の事業の一端をご紹介します。



オカマも登場した打ち上げ旅行

伊豆長岡温泉で行われた大会打ち上げ旅行では、宴会にオカマを呼ぶといった神奈川青税始めての珍事があり、忘れることの出来ないものとなりました。

これは昨年暮れの箱根での忘年会に、コンパニオンを呼んだことに端を発して、女性会員より「次はホストを呼べ」と言う強い意見が出されたことがきっかけとなったものです。

ただホストではお値段が高そうなので、それならばオカマにしようということで話がまとまり、厚生部長の佐藤増美女史自ら横浜で下見をするといった熱の入れようで、最終的に大会でお世話になった日本旅行の協力により実現したものでした。

ただ、当日宴会に現れた3名のオカマは、いずれもどう見ても70歳前後のおじいちゃま。厚化粧もさることながら足はふらつくし、老眼なのに眼

鏡をかけていないので、お酌してもおちょこに入らず手に注いでしまうという一幕もあり、参加者一同初めての体験に啞然とするばかり。少なくとも今世紀中は二度とオカマを呼ぶことはないでしょう。

また、同じ9月には中央大学の富岡名誉教授を招き、神奈川県内を中心に広く青税以外の税理士会員にも案内を出し、オープン企画で「不公正税制是正論」と題する学術講演を行い、講師の熱演に大変好評を得ました。

このようなオープン企画はDMコストなどを考えると予算的に厳しい事業とはなりますが、青税がどのような活動をしているのかを、他の税理士に見てもらい理解してもらうのに絶好の機会であるため、今後とも年に1度くらいは企画していきたいと考えています。

11月には名古屋での全国青税秋季シンポジウムに寸劇スタイルで参加いたしました。

96年のシンポジウムに関しては、全国大会開催後準備がろくに出来ないだろうという理由から神奈川青税としては当初辞退する意向でございましたが、どうしても出て欲しいという長谷川実行委員長の熱意に負け、突貫工事でなんとか間に合わせる事が出来ました。

振り返ってみれば、確かに大変ではあったけど、やって良かったというのがスタッフ一同の感想で、来年はこうしようぜというような発言まで出ています。

このほか定期的に実施されている事業として「税法学原論」「税法判例研究会」「国税通則法勉強会」があり、これらはいずれも連続企画で毎月又は2、3ヶ月おきに開催されています。(税法学原論は11月をもって終了しました)

最近税理士業界ではパソコンがすごい勢いで普及しつつあり、神奈川青税でも数年前より会員向けにパソコンに関する研究会を企画してきましたが、昨年よりNIFTY-SERVE上にホームパーティー(SYSOP野崎:ID=GCH06345)を設け会員間の情報交換、意見交換の場を提供しております。





受付の美女達

横浜大会では黄色いTシャツが活躍した。

先にスタートしていた埼玉青税ホームパーティー、東京青税電脳倶楽部を追いかける恰好でスタートした訳ですが、まだまだ利用率が低く残念ながらごく一部の会員の情報交換にしか利用されていないのが現実です。

ホームパーティーは利用者が多くないとなかなか活性化につながらず、この点には頭を悩ましております。ただ、最近になって千葉青税にホームパーティーが新設されたり名古屋での秋季シンポジウムにてパソコンの研修会が催されるなど全国青税レベルでも大分普及してきたように思えますので、今後は各単位青税間の相互乗り入れや全国単位のホームパーティーの開設などさらなる普及策に期待したいと思います。

神奈川青税でも、本年度より新設された情報化対策委員会が年明けにパソコン利用に関するアンケートや通信利用マニュアル作成等を計画しており、コミュニケーションツールとしてのパソコン有効利用を促していく予定です。

神奈川地区ではこの秋、東京地方会役員選挙が行われ、97年4月からは新会長の就任が決定いたしました。

一大事業である横浜大会が終わったのもつかの間、この選挙に振り回されることになった訳ですが、この選挙を通じて税理士界において青税は一目置かれていると同時に残念ながら一部でまだに左寄りの集団のように思われている節があることを知りました。

選挙ともなりますと、あらぬ情報が飛び交ったり、一部でバッシングが行われたりします。

私たちは、決して右だとか左だとか意識せず、より良き税理士制度、より良き税制構築のために日々研鑽し、良心を持った税の専門家として良いものは良い、悪いものは悪いということを提言すべく努めておりますが、このことがまだまだ理解されていないんだなということを痛感しました。

今まで以上に青税のPRを通じ若い税理士を中心に理解が得られるよう努める必要のあることを感じております。

この点全国の青税会員のご意見もお伺いしたいところです。



横浜大会エンディング

(参考) 神奈川青税機構

- 代表幹事
- 副代表幹事
- 幹事 (会員総数の1割以上)
  - 総務部
  - 経理部
  - 広報部
  - 厚生部
  - 研究部
  - 制度部
  - 情報化対策委員会
- 評議員 (会員総数の1割以上)
- 会計監事

# 消費税に関するアンケート調査

## 全国青年税理士連盟 法対策部

当連盟では先の衆議院議員選挙の直前に、各政党の党首宛に消費税に関するアンケート調査を実施しました。今回のアンケートの質問及びそのアンケート結果は下記の通りになっております。

尚、日本自由民主党、社会民主党及び民主改革連合からは回答がありませんでした。又、二院クラブからは、直接議員宛に質問してほしい旨の回答がありましたので、議員に直接アンケート用紙を送付したところ、末尾に記載しましたような回答を得ました。

〔問1〕 消費税の税率引き上げに関しては実質的には「閣議決定」により決まりましたが、貴党は「閣議決定」で税率を決めるとい形態が十分審議を尽くした結果であり、国民の理解を得られるとお考えですか？

### 〔解答〕

自由連合	NO	行政改革が実行されていない中での引き上げは公約に反する。
民主党	無記入	税制改革関連法案は平成6年9月の税制改革大綱を受け、同年10月に国会に提出され、1ヶ月余りの審議を経て成立した。「閣議決定」はこの一連の流れを受けたものと認識している。
新進党	NO	行革不十分、福祉ビジョンなしで、不況の最中に国民の合意は得られない。
新党さきがけ	YES	平成6年秋の臨時国会で十分審議をしました。国民の理解を得るためにも、「行政改革政権」をつくり、行革を断行します。
新社会党	NO	消費税法付則の解釈から言っても、税率見直しは少なくとも国会の判断にまっべきである。さらに消費税引き上げには国民の圧倒的多数が反対しており、理解は得られない。
公明	NO	国会で消費税引き上げについて議論すべきである。従って十分審議は尽くされていないし、国民の理解が得られない。
日本共産党	NO	94年11月の消費税増税法は、付則第25条で消費税の税率についての「見直し」規定を設けており、「見直し」の必要があるかどうかは「国会が判断すること」（武村蔵相＝当時）だった。にもかかわらず審議もしないで、政府が一方向的に決めたことは、国会と国民を無視するものであり、とうてい国民の理解を得られるものではない。

〔問2〕 消費税導入は行政改革の実行を前提としていたはずですが、未だに行政改革は実施されて居ません。貴党は「税金の無駄遣い」が多いとお考えでしょうか？ 是正すべき点はありますか？ 行政改革は何年後に出来ますか？

### 〔解答〕

自由連合	YES	1. 支出を全てに渡って再点検する必要がある。 2. 行政改革政権が誕生しても3年から5年必要。
民主党	YES	1. 効率の低い中央省庁体制。透明度が低く無駄が多い公共事業のあり方。各種事業団など特殊法人。 2. 行政改革は即時断行すべきだが、コスト・パフォーマンスの高い行政サービスを提供するためには行政改革はいつ終わるといった性格のものではない。

新 進 党	YES	1. 「住専」への税金投入はその象徴。公務員大幅削減、特殊法人廃止、省庁再編、地方自治体の300への選定（字が良く読めない）など。 2. 10年以内に20兆円を削る行革を断行すべきだ。その仕組みは今世紀中につくる。
新党さきがけ	YES	1. 情報公開による国民のチェック、「行政監視調査会」設置による国会のチェックによって無駄を省かななくてはなりません。 2. 行政改革は常に行なうべき課題で、ゴールはないと思います。来年は情報公開法制定、大蔵省をはじめとする省庁統廃合などを実行します。
新 社 会 党	YES	1. 大規模公共事業や防衛費など長期計画で歳出増大を固定化して、不要なものが年々増大する仕組みになっている。公共事業や補助金を見直し、防衛費は大幅に削減すべきだ。 2. 行政改革のポイントは政官財の癒着を断つこと、情報公開を徹底し透明な責任ある行政を実現すること、不要な行政機関や事業の統廃合を進めること、自治体に権限と税財源を幅に移譲することなのである。 すぐにもできることもあるがやる気になれば長期でも10年もかからないでできる。
公 明	YES	1. 公共事業のコスト引き下げ、硬直化した比率の是正。中央省庁の再編、合理化、特殊法人の廃止、縮小、民営化。 2. 今世紀中に行うべきである。
日本共産党	YES	1. 無駄使いの第一は年間50兆円、欧米諸国の3～4倍の規模になっている公共投資。大型事業が最優先で、ゼネコンがもうかる仕組みになっている。第2は、ソ連が崩壊した今、その理由さえ説明できない軍事費。5ケ年で25兆円を超える途方もないもの。 2. 行政改革は政官財癒着の構造にメスを入れること。そのために、企業団体献金の禁止、天下りの禁止、情報公開法の制定が必要。これらの法律は、国会がその気さえあればすぐに制定できる。

〔問3〕 バブル崩壊後、景気は現在も低迷していますが、消費税の税率引き上げが景気の回復を遅れさせるとお考えですか？ 景気回復対策として何をお考えでしょうか？

### 〔解答〕

自 由 連 合	YES	規制緩和により新事業の育成
民 主 党	無記入	どちらとも言えない。消費税引き上げによる消費抑制は景気にマイナス要因であることは間違いないが、一方で消費税据え置きによる財政赤字拡大やそれによる長期金利上昇やクラウドイングアウトも中長期的に景気の足を引っ張る恐れがあると考える。基本的には、規制緩和を大胆に進めて日本経済の高コスト体質を是正するとともに新規産業の創造を図ることが最大の景気対策と考える。
新 進 党	YES	消費税3%据え置き、所得税半減、法人税カットなどの18兆円減税、大胆な規則撤廃
新党さきがけ	NO	規制緩和を進め、市場重視の経済構造改革を進めます。
新 社 会 党	YES	1. 消費税の廃止で消費を拡大する。 2. 無駄な財政支出を削り、福祉や環境中心の産業や雇用の拡大を図る。 3. 原発をやめ、太陽光など環境保全型、地域分散型のエネルギー開発、利用に税財政の力をいれる。
公 明	YES	1. 政府規制の廃止、緩和の断行。 2. 大幅な所得税、住民税の減税。 3. 土地の流動化対策。
日本共産党	YES	国民総生産の6割を占める個人消費をテコ入れすること。そのために、まず消費税の増税を中止し、庶民の利子所得を奪っている異常な低金利政策を見直す。大企業のリストラを規制して雇用不安を無くし、大型店の無秩序な出店ラッシュをおさえて中小小売業の振興はかる、などの施策に着手する。

〔問4〕 消費税は逆進性があると言われていますが、貴党は我が国の租税体系は間接税を中心とするべきとお考えですか？

## 〔解答〕

自由連合	YES	逆進性の緩和措置は勿論必要である。 直間比率は見直せないと言え、益々産業金融の空調化が進むのではないかと懸念している。
民主 党	無記入	高齢社会での福祉負担の増大への対応と中立的租税政策の観点からも、税制全体を簡素化し、直接税と間接税の比率を適正なものとする方向で検討する。
新 進 党	YES&NO	直接税の比率は高過ぎる。これを見直すべきだがバランスのとれたものとするべき。
新党さきがけ	NO	直間比率の見直しは進めますが、所得税が今後も税体系の中心になることと思います。
新 社 会 党	NO	租税は所得の再分配機能を貫くためにも「応能負担」の原則を守べきであり、間接税はそれに逆行する。ただし、贅沢品など特定品目への物品税は例外的に認められる。
公 明	YES	高齢社会に於いては現在のような直接税中心の税制では活力ある経済社会の維持は無理。所得、消費、に対するバランスのとれた税制が必要。
日本共産党	NO	消費税は低所得者ほど負担が重く、大企業は1円も負担しない最悪の不公平税制。このような税制を中心に据えることは反対。税金は担税力に応じた体系にすべきであり、そのためには直接税中心、総合・累進課税、生計費非課税の原則をたぬく必要がある。

〔問5〕 平成9年4月からの消費税法改正により仕入控除の条件が強化され、事業者の事務負担は増大しますが、貴党はこの世界一厳格な規定が必要だとお考えでしょうか？

## 〔解答〕

自由連合	NO	事務費軽減措置を考えるべきであろう。
民主 党	無記入	インボイス方式を導入すべきと考える。
新 進 党	YES	この間の国会で提出した据え置き法案では政府案のままとした。しかし様々なひはんもあり、改めて検討したい。
新党さきがけ	YES	益税解消のために必要です。
新 社 会 党	NO	制度の信頼性確保を理由としているが、ほとんど同一内容の請求書等と帳簿の両方を作成、保存しなければならないというのは現場の実務を無視したもので、かえって無用の事務負担を大きくし、不合理となる。
公 明	YES	いわゆる益税問題は極力是正すべきである。
日本共産党	NO	改悪消費税法は、仕入れ税額控除の条件として、帳簿だけでなく請求書なども7年間保存することを義務づけているが、こんな厳しい条件は必要ない。今でも仕入れ税額控除を全面否認して、売上高にいきなり税率をかけて課税するという乱暴なやり方が起きているが、今度の「条件の強化」によって、仕入れ税額控除の全面否認というケースがいつそう増加する危険がある。

〔問6〕 中小事業者は消費税が転嫁できない場合が多く、今回の優遇措置廃止、事務負担増大、税負担増大により倒産や廃業に追い込まれる業者も少なくないと予想されますが、貴党はこのような実状は制度的な見直しが必要だとお考えですか？



## 〔解答〕

自由連合	YES	
民主 党	無記入	中小事業者に対しては金利減免や資金繰り円滑化等の支援策を必要に応じて別途講じて行く。
新 進 党	YES	特例措置の見直しは認める。しかし、中小事業者がきちんと転嫁できないというのは消費税の根幹の問題であり、これは正すべきものである。
新党さきがけ	無記入	消費税を転嫁できるよう仕組みを考えて行きます。
新 社 会 党	YES	低所得者や中小事業者ほど負担が重い消費税自体の存在が最大の問題。消費税の枠組みの中での緩和策も必要だが、基本的には廃止を目指すべきだ。
公 明	YES	直間比率の是正は高齢化、国際化に対応するためには避けられない。従って、ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式を採用し公正、透明な税制とすべきである。
日本共産党	YES	もともと限界控除制度や簡易課税制度などは、中小企業が消費税を価格に転嫁できず、事務負担も過重になりすぎるから、それらを少しでも軽減するために設けられたもの。不況と「価格破壊」のもとで、消費税の未転嫁という事態は依然として続いている。身銭を切られる「損税」を抑えるために、改悪消費税法は見直さなければならない。

衆議院議員 佐藤 道夫

(代理 白江浩)

ますが、何卒私どもの考えをご理解いただきたく存じます。

ご要請にお答えできず誠に申し訳ございません。これに懲りず、今後ともよろしくご指導願いたくお願い申し上げます。

拝啓時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて先般お送り頂きましたアンケートにつきまして、ご返事させていただきます。

私どもでは、アンケートにつきましては、基本にお答えしておりません。理由は、設問の意図、アンケートの趣旨また、返答につきましても十分な理解のない状態に対応することに誤解を生むことにつながると考えているからです。これは他のアンケートについても同様に対処しているところです。

貴連盟のご苦勞を考えますと大変心苦しく存じ

参議院議員 山田 俊昭

問1 NO

問2 YES 1.官公庁の数が多すぎる。  
2.現政権の下では永久に無理。

問3 YES 規制緩和

問4 NO

問5 NO

問6 YES

ご協力ありがとうございました。

# 「風」

## 法人税率引下げ論議

副会長 竹 市 憲 正

### 1. はじめに

来年度税制改正の焦点の一つに法人税率の改正がある。はたして適正な法人税率は何%であろうか。これは私の勝手な思いであるが、法人税、住民税、事業税合わせて40%が適正であると考え。というよりそのくらいにして欲しい。この数字、理論的な裏付けは何もないが、顧問先の社長さんや経理担当の奥さんたちとの会話から常々こう思ってきた。やはり、半分以上税金を取られるのはどうしても気に入らない。所得税もそうであるが。

例えば、資本金1千万円、従業員数20名、年商5億円、所得金額2千万円の同族会社。私の事務所の顧問先としては優良の法人である。この会社、いったいいくら法人税を納付するのか。各地で多少の差はあろうが、法人税が674万円、県民税が35万7千円、市民税が87万9千円、事業税が20万5千円の合計1千6万1千円となり、所得の約50%となる。さらに所得が増えれば確実に半分以上が税金でもっていかれることになる。痛税感といった面からも40%程度が適当ではないだろうか。

とすると、37.5%の法人税率は30%にしなければならぬし、住民税率や事業税率も同じく20%程度引き下げなければならぬことになる。そんな減税できるのかな？

### 2. 国際比較

税制を考えると、他の先進国と比較してどうなのかということがよく問題となる。たとえば、法人課税の実効税率の国際比較をしてみると、1994年実績で、日本49.98%、アメリカ41.05%、イギリス33.00%、ドイツ48.26%、フランス33%となっている。何故かドイツとは似ている。宿命なのかな。しかし、他の国と比べると10%またはそれ以上の開きがある。

20年前はどうであったか。1975年(昭和50年)当時、日本は49.47%、アメリカ52.68%、イギリス52.00%、西ドイツ49.05%、フランス52.00%である。この実績からもわかるように、日本とド

イツは変わっていない。アメリカ、イギリス、フランスは順次法人税率を引き下げてきたのである。それに伴い付加価値税等は当然引き上げられているわけであるが。しかし、20年という歳月がたつて、国際的な情勢が大きく変化しているなか、法人税率が全く変化していないというのも問題である。

資本逃避や産業の空洞化の問題、それから国際競争関係を考慮すれば、わが国の課税率だけが突出して高いのはいかがなものか。さらに来年4月からの週40時間労働といった中小零細企業にとって非常に厳しい問題も控えている。この週40時間労働にしても働き過ぎ日本人に対する海外からの批判に対応した措置であるということを見るとやはり国際競争力の観点からも税率引き下げは急務ではないだろうか。

円が1ドル100円、そして80円へと進んだころ、日本人は行かなきゃ損とばかりに、海外旅行に出かけブランド物を買ってあさった。私も心当たりがあるのだが。1ドル110円である現在でもまだその傾向は残っている。すなわち、魅力があれば国民はすぐに反応するのである。そういった意味では今の日本の税制に日本国民は魅力を感じているだろうか、ましてや世界の人々は魅力を感じているだろうか。魅力のないところには、人も金も集まらない。

### 3. 財源はどうするのか

はじめに書いたように、実効税率を40%程度にしようとするならば、それなりの財源を確保しなければならない。法人税の中だけでつじつまを合わせるなら、当然課税ベースの拡大を検討すべきこととなろう。貨倒引当金、退職給与引当金等の各種引当金制度をどうするのか。寄付金条項は今のままで問題ないのか。特別償却や準備金その他の特別措置はこのままでよいのか。

平成6年12月15日に村山総理に提出された税制調査会の平成7年度の税制改正に関する答申のなかで租税特別措置について「平成7年度税制改正においては、いわゆる企業関係の租税特別措置法

等を中心にして抜本的な整理合理化に取り組むこととし、具体的には、個々の特別措置について例外項目を作ることなく、①その目的が現下の対策課題に資するものであるか、②政策目的の達成のために効果的な措置であるか、③そもそも政策手段として税制が適正か、④利用実態が特定の者に偏っていないか、⑤利用実態が低調となっていないか、⑥創設後長期間にわたっていないか、等について十分吟味を行い、廃止を含めた検討を行うことが適当である。」と書かれている。本当に大きく整理するならば、全部を一度やめてしまわないと、徹底的な租税特別措置の縮減は不可能ではないだろうか。実際に、いくつか廃止された制度はあるものの、現行税制の中に不公平制度ともとられるような制度が存在することは事実であろう。いざ実行となると利害関係が優先してしまっていて、なかなか先に進まないことが多いが、財源の確保といった点からもこれは避けて通れない問題である。政府の英断を期待したいところである。

また、これも私の勝手な意見であるが、何も法人税制度の中だけで解決する必要もないのではないかと思う。所得税や消費税とのバランスも考慮すべきである。そして何よりも、収入が減るのなら支出を減らす努力をもっとするべきである。バブル崩壊後、ほとんどの企業の売上が減少した。利益を出すことが困難となった。そして当然のごとく企業は原価の見直しを初め経費の支出を押さえるべく努力した。しかし、お国はどうであろうか。来年度の予算についてもすでにこんな報道がなされている。「消費税率引上げなどで国税収入が約6兆円増えるが、国債減額は3兆円どまり、残りの3兆円は国債の利払いと地方交付税交付金の増額分などの義務的経費で消えてしまう。」

国の財政は危機的状況にあるはず、本当に将来を考えて財政再建の一步としたいならば、増税分は全額国債減額にまわし、なおかつ一律経費支出は2%カット（消費税の増税分と同じだが単なる数字合わせ。同じ率だとなぜかインパクトがあるのではないか。）する。これくらいやってもいいのではないのでしょうか。

#### 4. おわりに

私は、たまたま今年の全国大会（横浜）でのシンポジウム（高齢化社会と税体系を考える）で岐阜青税を代表して「消費課税を中心とする税体系「課税の公平性」の観点から」と題して発表をさせていただきました。その中で私は、将来を考えたとき、税体系は所得課税から消費課税にシフトしていかざるを得ないのではないかと発表しました。所得課税には当然法人税課税も含まれています。したがって、法人税率を引き下げる代わりに近い将来、消費税率を引き上げなければならないと考えていました。諸外国がそうしてきたように。しかし、並行して原価の見直しと経費支出を押さえる努力をしないのならば消費税増税は絶体だめだと最近強く思うようになりました。日本国民なら当然でしょう。厚生省や通産省の収賄事件、地方においては旅費、出張費等の架空請求事件。

まず、徹底した歳出の見直しを実施して欲しい。そしてその上で法人税率の引き下げは、長期ビジョンをもって、特定の団体や個人の意見に左右されることなく早い時期に実施すべきだと思います。

なお、以上の文章は大した研究もせず、まったく私の独断と偏見で書いたものです。難しい質問等無きようよろしく願いいたします。

#### 《編集後記》

全国青税のシンポジウムはここ数年、成長している感じがします。発表者の工夫を凝らした表現に、思わず笑ったり、納得したりしてしまった会員も多かったと思います。当日、会場に来られなかった会員に、今回はそのほんの一部ですが、雰囲気味わっていただきたく、発表した方々に原稿の執筆を穂お願いしてしまいました。発表までの準備だけでもかなり時間をとられて大変だったと思いますが、皆さん、短期間に原稿を執筆い

ただきまして、大変ありがとうございました。広報部長は大変感謝しております。

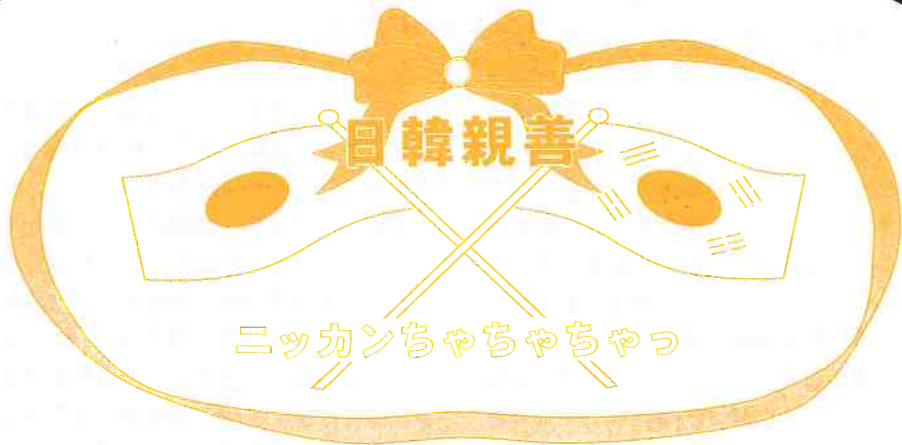
さて、秋季シンポジウムが終わると、次の全国青税の行事は、第30回定時総会ソウル大会です。

韓国の税制度やその内における税務士の役割等今回の広報で特集を組む予定です。ソウル大会に参加する会員だけでなく、参加しない会員にもお読みいただける内容を考えております。近くて遠い国「韓国」を理解できるような内容を考えていますので、ご期待下さい。



# 全国青年税理士連盟第30回大会

## ソウル大会！



**記念すべき全国青税30回大会はソウルで開催**

- **会場**：大韓民国・ソウルヒルトンホテル
- **日程**：1997年8月3日(日)～5日(火)

**▶ 第1日目・8月3日(日)**

- 14：00～16：00 理事会（理事以外の会員は16：00まで市内観光）
- 16：20～18：30 総会
- 19：00～21：00 大懇親会・記念パーティ  
※家族は18：00まで民族村観光

- 13：00～（OP）税務署見学、税務士事務所見学、民族村観光他
- 16：21～21：00（OP）・コーリアハウスコース  
・ショッピングと味覚探訪（夕食）
- ※家族「韓国料理教室・ショッピング情報」 キッズコーナーあり

**▶ 第2日目・8月4日(月)**

- 10：00～12：00 シンポジウム「韓国と日本の税務士・税理士制度と税務行政の実態と相違」

**▶ 第3日目・8月5日(火)**

- 日韓親善ゴルフ大会・ソウル市内観光・自由の橋・統一展望台観光などのOP
- 16：00 空港へ 帰国

**全国青年税理士連盟・東京青年税理士連盟**

**協力 韓国税務士考試会**

**後援 韓国観光公社**